

第1回定期総会議事録

1、日時	令和2年1月7日(火)
2、場所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1番橋本(省)委員、3番坪根委員、4番義経委員、6番田畑委員、7番中原委員、8番石川委員、9番田上委員、10番小野委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番長尾委員、15番村上委員、最適化推進員12名(國分、前田、橋本(勅)、宮瀬、黒土、奥、今井、武本、島津、上永、長谷)
4、欠席委員	2番高倉委員、5番植山委員、11番門脇委員
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、後藤、井上
6、議題	別紙議案書のとおり。
7、開会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	1番橋本委員、12番百留委員
福永局長	新年あけましておめでとうございます。それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中12名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願ひ致します。
中原会長	新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。令和2年第1回定期総会をただいまより開催致します。では議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
中原会長	それでは、議事録署名委員を1番橋本委員、12番百留委員にお願い致します。よろしくお願ひします。
議案審議 議第1号 議長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件の1番について事務局から説明をお願いします。
事務局(後藤)	議案朗読
議長	1番について橋本推進委員に調査報告をお願いします。

橋本推進委員	1 番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありません。解約後は 3 条申請するというので、問題ありません。
議 長	ただいま 1 番について橋本推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め 1 番について当委員会は承認と致します。それでは 2 番について事務局から説明をお願いします。
事務局 (後藤)	議案朗読
議 長	それでは 2 番について坪根委員に調査報告をお願いします。
3 番 (坪根)	2 番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするとのことですのでございます。審議をお願いします。
議 長	ただいま 2 番について坪根委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め 2 番について当委員会は承認と致します。それでは事務局 3 番から 9 番について説明をお願いします。
事務局 (後藤)	議案朗読
議 長	3 番から 9 番について石川委員に調査報告をお願いします。
8 番 (石川)	3 番から 9 番について報告します。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作です。審議をお願いします。
議 長	ただいま 3 番から 9 番について石川委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	異議なしと認め3番から9番について当委員会は承認と致します。それでは事務局10番と11番について説明をお願いします。
事務局（後藤）	議案朗読
議 長	それでは10番と11番について田上委員に調査報告をお願いします。
9番（田上）	10番、11番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が利用権を設定することでございます。
議 長	ただいま10番と11番について田上委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
	（異議なし）
議 長	異議なしと認め10番と11番について当委員会は承認と致します。それでは事務局12番について説明をお願いします。
事務局（後藤）	議案朗読
議 長	それでは12番について百留委員に調査報告をお願いします。
12番（百留）	12番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。
議 長	ただいま12番について百留委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め12番について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第2号 議 長	農用地利用集積計画（案）の利用権設定について 議第2号農用地利用集積計画（案）の利用権設定についてです。

農政振興課 (森下)	<p>それでは議第4号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明をお願いします。</p> <p>(農政振興課 担当 説明)</p>
議 長	<p>ただいま農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。みなさん、内容を確認してください。2ページ目のものですが、実際はハウスが建って野菜を作っている場所が水稲となっています。申請は水稲となっているのですか。</p>
事務局(後藤)	<p>申請書では水田となっていました。実際はハウスが建っているとのことなので、再調査します。</p>
議 長	<p>わかりました。その他異議はありませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め農用地利用集積計画(案)の利用権設定については承認といたします。</p>
議案審議 議第3号 議 長	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>(1番橋本委員退席)</p>
議 長	<p>事務局1番から3番の説明をお願いします。</p>
事務局(後藤)	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>1番から3番について前田推進委員に調査報告をお願いします。</p>
前田推進委員	<p>(1番の申請地の場所について説明) 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を</p>

		<p>満たしており、問題ないと思われます。審議をお願いします。</p> <p>(2番の申請地の場所について説明)</p> <p>双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。審議をお願いします。</p> <p>(3番の申請地の場所について説明)</p> <p>双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま1番から3番について前田推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め1番から3番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室してください。</p> <p>(1番橋本委員着席)</p>
議	長	<p>それでは事務局4番について説明をお願い致します。</p>
事務局 (後藤)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>4番について橋本委員に調査報告をお願いします。</p>
1番 (橋本)		<p>(4番の申請地の場所について説明)</p> <p>双方に確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま4番について橋本委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め4番について当委員会は許可と致します。5番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>(1番橋本委員退席)</p>

議 長	それでは事務局 5 番について説明をお願いします。
事務局（後藤）	議案朗読
議 長	それでは 5 番について橋本推進委員に調査報告をお願いします。
橋本推進委員	（5 番の申請地の場所について説明） 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人が農地取得要件を満たしており、問題ないと思います。審議をお願いします。
議 長	ただいま 5 番について橋本推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め 5 番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室をお願いします。
	（1 番橋本委員着席）
議 長	それでは事務局 6 番について説明をお願いします。
事務局（後藤）	議案朗読
議 長	6 番について坪根委員に調査報告をお願いします。
3 番（坪根）	（6 番の申請地の場所について説明） 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。審議をお願いします。
議 長	ただいま 6 番について坪根委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）

<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め6番について当委員会は許可と致します。7番の審議に入る前に黒土推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>(黒土推進委員退席)</p>
<p>議 長 事務局 (後藤)</p>	<p>それでは事務局7番について説明をお願いします。</p> <p>議案朗読</p>
<p>議 長 4番 (義経)</p>	<p>それでは7番を義経委員に調査報告をお願いします。</p> <p>(7番の申請地の場所について説明)</p> <p>双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。審議をお願いします。</p>
<p>議 長 全委員</p>	<p>ただいま7番について義経委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め7番を当委員会は許可と致します。黒土推進委員は入室をお願いします。</p> <p>(黒土推進委員着席)</p>
<p>議 長 事務局 (後藤)</p>	<p>それでは事務局8番について説明をお願いします。</p> <p>議案朗読</p>
<p>議 長 黒土推進委員</p>	<p>それでは8番について黒土推進委員に調査報告をお願いします。</p> <p>(8番の申請地の場所について説明)</p> <p>双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。審議をお願いします。</p>

議 長	ただいま 8 番について黒土推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め 8 番について当委員会は許可と致します。それでは事務局 9 番、10 番について説明をお願いします。
事務局 (後藤)	議案朗読
議 長	それでは 9 番、10 番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6 番 (田畑)	(9 番の申請地の場所について説明) 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。審議をお願いします。 (10 番の申請地の場所について説明) 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。審議をお願いします。
議 長	ただいま 9 番、10 番について田畑委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め 9 番、10 番について当委員会は許可と致します。11 番の審議に入る前に私が会議規則第 10 条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室します。百留委員、よろしくをお願いします。 (7 番中原委員退席)
議長代理 (百留)	中原会長が議事参与ということで、代わって議長を務めさせていただきます。それでは事務局 11 番について説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議長代理 (百留)	それでは 11 番について島津推進委員に調査報告をお願いします。

島津推進委員	<p>(11番の申請地の場所について説明)</p> <p>双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。審議をお願いします。</p>
議長代理 (百留)	<p>ただいま11番について島津推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議長代理 (百留)	<p>異議なしと認め11番について当委員会は許可と致します。 中原会長は入室をお願いします。</p> <p>(7番中原委員着席)</p>
議長	<p>12番の審議に入る前に黒土推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>(黒土推進委員退席)</p>
議長	<p>それでは事務局12番について説明をお願いします。</p>
事務局 (後藤)	<p>議案朗読</p>
議長	<p>それでは12番について島津推進委員に調査報告をお願いします。</p>
島津推進委員	<p>(12番の申請地の場所について説明)</p> <p>双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいま12番について島津推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>

議	長	異議なしと認め12番について当委員会は許可と致します。黒土 推進委員は入室をお願いします。
		(黒土推進委員着席)
議	長	それでは事務局13番について説明をお願いします。
事務局 (後藤)		議案朗読
議	長	それでは13番について玉麻委員に調査報告をお願いします。
13番 (玉麻)		(13番の申請地の場所について説明) 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を 満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。審 議をお願いします。
議	長	ただいま13番について玉麻委員より調査報告がありました。異議 はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め13番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第7号		農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について
議	長	議題4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件につい て、事務局1番の説明をお願いします。
事務局 (中春)		議案朗読
議	長	1番について前田推進委員に調査報告をお願いします。
前田推進委員		(1番の申請地の場所について説明) 転用目的は進入路用地です。雨水排水は隣接する位置指定道路の側溝 に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われま す。審議をお願いします。
議	長	ただいま1番について前田推進委員より報告がありました。異議は

	<p>ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
全委員	
議長	<p>異議なしと認め1番について当委員会は許可と致します。2番については取り下げとなりましたので、事務局3番について説明をお願いします。</p>
事務局(中春)	<p>議案朗読</p>
議長	<p>3番について橋本委員に調査報告をお願いします。</p>
1番(橋本)	<p>(3番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は一般住宅用地及び進入路です。生活排水は公共下水道へ、雨水排水は隣接する実家の既設排水管に接続し、市道側溝に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいま3番について橋本委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め3番について当委員会は許可と致します。</p>
議案審議	
議第5号	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について</p>
議長	<p>議題5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局1番の説明をお願いします。</p>
事務局(中春)	<p>議案朗読</p>
議長	<p>1番について國分推進委員に調査報告をお願いします。</p>
國分推進委員	<p>(1番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は事務所及び駐車場用地です。雨水排水は敷地内で集水し、隣接する水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>

議 長	ただいま1番について國分推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め1番について当委員会は許可と致します。2番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	(1番橋本委員退席)
議 長	それでは事務局2番について説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	2番について前田推進委員に調査報告をお願いします。
前田推進委員	(2番の申請地の場所について説明) 転用目的は宅地分譲用地(福祉施設用地)です。生活排水は公共下水道に接続し、雨水排水は敷地内で集水し隣接する水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま2番について前田推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め2番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室をお願いします。
	(1番橋本委員着席)
議 長	それでは事務局3番について説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読

議 長	3番について橋本委員に調査報告をお願いします。
1番（橋本）	（3番の申請地の場所について説明） 転用目的は賃貸共同住宅分譲用地です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、敷地内で集水した雨水排水と一緒に東側市道に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま3番について橋本委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め3番について当委員会は許可と致します。4番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	（1番橋本委員退席）
議 長	それでは事務局4番について説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	4番について橋本推進委員に調査報告をお願いします。
橋本推進委員	（4番の申請地の場所について説明） 転用目的は宅地分譲用地（2区画）です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、敷地内で集水した雨水排水と一緒に隣接する水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま4番について橋本推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め4番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室をお願いします。それでは事務局5番について説明をお願いします。

	(1番橋本委員着席)
事務局(中春)	議案朗読
議長	5番について坪根委員に調査報告をお願いします。
3番(坪根)	(5番の申請地の場所について説明) 転用目的は遺跡発掘調査用地です。この申請は発掘調査に伴うものであるため、排水などの影響はありません。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議長	ただいま5番について坪根委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め5番について当委員会は許可と致します。それでは事務局6番について説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議長	6番について義経委員に調査報告をお願いします。
4番(義経)	(6番の申請地の場所について説明) 転用目的は駐車場用地です。雨水排水は自然浸透させ、オーバーフロー分については、敷地内で集水し、U字溝を通じて北側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議長	ただいま6番について義経委員より報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め6番について当委員会は許可と致します。7番の審議に入る前に黒土推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。

<p>議 長</p> <p>事務局（中春）</p>	<p>（黒土推進委員退席）</p> <p>それでは事務局 7 番について説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>4 番（義経）</p>	<p>議案朗読</p> <p>7 番について義経委員に調査報告をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>全委員</p>	<p>（7 番の申請地の場所について説明）</p> <p>転用目的は資材置場用地です。雨水排水は自然浸透させ、オーバーフロー分については、敷地内で集水し、隣接する北側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>全委員</p>	<p>ただいま 7 番について義経委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p> <p>全委員</p>	<p>異議なしと認め 7 番について当委員会は許可と致します。黒土推進委員は入室をお願いします。</p> <p>（黒土推進委員着席）</p>
<p>議 長</p> <p>事務局（中春）</p>	<p>8 番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第 10 条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p> <p>（1 番橋本委員退席）</p>
<p>議 長</p> <p>事務局（中春）</p>	<p>それでは事務局 8 番について説明をお願いします。</p> <p>議案朗読</p>
<p>議 長</p> <p>黒土推進委員</p>	<p>8 番について黒土推進委員に調査報告をお願いします。</p> <p>（8 番の申請地の場所について説明）</p> <p>転用目的は分譲住宅用地（8 区画）です。生活排水は合併処理浄化槽</p>

	<p>を設置し、敷地内で集水した雨水排水と一緒に隣接する水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま8番について黒土推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め8番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室をお願いします。</p> <p>(1番橋本委員着席)</p>
<p>議 長 事務局(中春)</p>	<p>それでは事務局9番と10番について説明をお願いします。</p> <p>議案朗読</p>
<p>議 長 奥推進委員</p>	<p>9番と10番について奥推進委員に調査報告をお願いします。</p> <p>(9番の申請地の場所について説明) 転用目的は資材置場用地です。自然浸透と、オーバーフロー分については、敷地内で集水した雨水排水を隣接する東側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p> <p>(10番の申請地の場所について説明) 転用目的は資材置場用地です。自然浸透と、オーバーフロー分については、敷地内で集水した雨水排水を隣接する南側水路に放流します。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま9番と10番について奥推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め9番と10番について当委員会は許可と致します。それでは事務局11番について説明をお願いします。</p>

事務局（中春）	（11番の申請地の場所について説明）
議 長	それでは11番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6番（田畑）	（11番の申請地の場所について説明）
	転用目的は宅地分譲用地（2区画）です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、敷地内で集水した雨水排水と一緒に隣接する西側水路に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま11番について田畑委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め11番について当委員会は許可と致します。12番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	（1番橋本委員退席）
議 長	それでは事務局12番について説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	それでは12番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6番（田畑）	（12番の申請地の場所について説明）
	転用目的は事務所敷地拡張用地です。雨水排水については敷地内で集水し、油等を除去した上で、隣接する水路に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま12番について田畑委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）

議	長	<p>異議なしと認め12番について当委員会は許可と致します。橋本委員は入室をお願いします。</p> <p>(1番橋本委員着席)</p>
議	長	<p>それでは事務局13番について説明をお願いします。</p>
事務局 (中春)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>それでは13番について上永推進委員に調査報告をお願いします。</p>
上永推進委員		<p>(13番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は市道の工事に伴う道路工事作業用地です。雨水排水は敷地内で集水し、既存排水口から南側水路に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま13番について上永推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認め13番について当委員会は許可と致します。それでは事務局14番について説明をお願いします。</p>
事務局 (中春)		<p>議案朗読</p>
議	長	<p>それでは14番について長谷川推進委員に調査報告をお願いします。</p>
長谷川推進委員		<p>(14番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は一般住宅用地です。生活排水は公共下水道に接続し、雨水排水については敷地内で集水し、既存の排水口より隣接する西側水路に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議	長	<p>ただいま14番について長谷川推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>

議 長	異議なしと認め14番について当委員会は許可と致します。
議案審議	
議第6号	非農地証明について
議 長	議第6号の非農地証明願に関する件について1番から5番まで事務局説明をお願いします。
事務局（後藤）	議案朗読
議 長	ただいま事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
13番（玉麻）	いいですか。
議 長	どうぞ。
13番（玉麻）	2番、4番、5番については、30年前から建っていたとのことは、農地に無断で建てていたとのことなのですか。
3番（坪根）	いいですか。
議 長	どうぞ。
3番（坪根）	4番の分は、裏の方は住宅になっていて、その一部で申請箇所は倉庫となっています。30年前からこういう状態です。
1番（橋本）	いいですか。
議 長	どうぞ。
1番（橋本）	2番については、農地部分を分筆した上で、宅地部分のみを申請しています。増改築を繰り返して宅地部分は今のようになっています。
議 長	これで認めるという方向で良いのではないのでしょうか。
13番（玉麻）	はい。

議 長	どうぞ。
13番(玉麻)	こういうのを認めると、無断転用が増えるのではないかと心配しています。
議 長	無断転用については、わかった時点で手続きをしてもらうように指導しています。非農地証明で対応しているものについては、追認で手続きができるものですので、これ以上追及する必要はありません。よろしいですか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第9号 議 長	その他議案について 議題7号その他について事務局説明をお願いします。
福永局長	(別紙議案のとおり)
議 長	はい、それでは総括を進めたいと思います。 議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について当委員会は承認といたします。 議題2号、農地利用集積計画(案)について当委員会は承認といたします。 議題3号、農地法第3条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。 議題4号、農地法第4条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。 議題5号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。 議題6号、非農地証明願に関する件について当委員会は承認といたします。 以上でございます。長い時間審議ありがとうございました。 以上を持ちまして、第1回定期総会を閉会いたします。